

岡教就第201号
令和2年6月4日

岡山市監査委員 様

岡山教育委員会
教育長 菅野 和良

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和元年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和元年11, 12月実施分)

教育委員会事務局 学校教育部 就学課

指摘事項

令和元年9月30日現在, 滞納繰越分の収入未済額が, 高等学校授業料において28万円余(収納率6.5%), 損害賠償金において11万円余(収納率0%)認められました。今後とも, これらの解消に格段の努力をしてください。

なお, 現年度分のあるものについては滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

- 1 高等学校授業料の滞納繰越分については, 電話・文書による督促及び教職員との連携により, 保護者へ納付の働きかけを行った結果, 小額ではありますが, 平成30年度分の一部(1ヵ月分9,900円)が納付されています。また, 平成26年度分(6ヵ月分16,200円)については, 時効完成により, やむなく不納欠損(令和元年11月18日付)とし, 適切な債権管理を行っています。
- 生活困窮のために納付が困難な滞納者もいるため, 今後とも, 個別の状況を把握しながら, 電話・文書による催告はもとより, 在学中の生徒に係るものについては, 教職員との連携の強化を検討するなど, 粘り強い対応により, 滞納繰越の解消に努めてまいります。

<高等学校授業料(滞納繰越分)>

(令和元年9月30日現在)

調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
303,300	19,800	0	283,500

(令和2年3月31日現在)

調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
303,300	19,800	16,200	267,300

(令和2年5月31日現在)

調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
267,300	9,900	0	257,400

- 2 損害賠償金の滞納繰越分については, 分納計画に基づいた納付を促すため, 電話・文書等のあらゆる手段を行っています。今後も訪問による納付の働きかけや状況の把握を行うなど, なお一層完納に向けた対応を尽くしてまいります。

<損害賠償金(滞納繰越分)>

(令和元年9月30日現在)

調定額	収入額	収入未済額
119,424	0	119,424

(令和2年3月31日現在)

調定額	収入額	繰越額
119,424	0	119,424

(令和2年5月31日現在)

調定額	収入額	繰越額
119,424	0	119,424